

農産物検査に関する事務処理要領  
別紙2 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	地域登録検査機関の長から県知事への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1号-2及び様式第2号	9月10日
			当年産の9月から12月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日
			当年産の翌年4月1日から6月30日までの間		翌年7月10日
			当年産の翌年7月1日から10月31日までの間		翌年11月10日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月10日
			9月1日から10月31日までの間		11月10日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月10日
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月末日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月10日
			翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月末日までの間	様式第5号	翌年1月10日
			翌年1月1日から翌年2月28日までの間		翌年3月10日
			翌年3月1日から3月31日までの間		翌年4月10日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年5月31日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年4月10日